

横浜市立日野南中学校 いじめ防止基本方針【概要版】

1 いじめの防止等に向けた学校の考え方

(いじめの防止等とは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 組織の設置及び年間計画

(1) いじめ防止対策委員会の設置と構成

法第22条に基づき、いじめの防止等のための対策組織として、いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

校長、副校長、生徒指導専任教諭、生徒指導部長、人権教育担当者、教務主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを委員とし、校長を委員長とする。また、必要に応じてスクールサポーター等の関係機関所属の専門家の参加を求める場合もある。

個々の事案の対処についてはその都度臨時委員会を開き、教職員が対応を行う。いじめ防止対策委員会では、臨時委員会が中心となって行った対処について全教職員で確認等を行う。

(2) 年間計画（令和5年度）

月	取組内容
4月	・年度始め生徒理解・指導研修会 ・学校ホームページにて、いじめ防止基本方針の周知 ・全校集会で委員の紹介 ・教育相談
5月	・生徒理解・指導研修会 ・いじめに関するアンケート（記名式） ・学校運営協議会において、いじめ基本方針や年間計画の報告・協議
6月	・第1回生活点検アンケート（記名式）
7月	・横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い①）
8月	・横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い②） ・教育相談
11月	・第2回生活点検アンケート（記名式）
12月	・いじめに関するアンケート（無記名式） ・いじめ解決一斉キャンペーン

1月	・学校運営協議会において、いじめ防止の取組についての中間報告
2月	・教育相談 ・第3回生活点検アンケート（記名式） ・年度末生徒理解・生徒指導研修会
3月	・学校運営協議会で、年間の反省及び次年度の活動の改善について報告・協議 ・学校評価アンケート（生徒・保護者・教職員）
年間	委員会（月1回）

5 その他

(1) いじめに対する措置のフロー図

